

## 風しん抗体検査・予防接種を受けましょう

これまで予防接種法に基づく予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、令和元年度から令和4年3月31日までの3年間に限り、抗体検査・予防接種を無料で実施しています。

1年目に対象となった方には、昨年6月にクーポン券を郵送しています。なお、クーポン券の有効期限は下記のとおり変更となっています(クーポン券はそのまま利用できます)。2年目以降の対象の方には、本年4月に郵送しています。

クーポン券を紛失した場合は、再発行しますので、介護健康課健康管理係まで問い合わせください。

### 対象／1年目の対象者

(昭和47年4月2日～昭和54年4月1生まれ)

### 2年目以降の対象者

(昭和37年4月2日～昭和47年4月1生まれ)

有効期限／いずれも令和3年3月31日

問合せ先／介護健康課健康管理係 内線(555)

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診したすべての被保険者に送付しています。

### ●医療費通知の活用例

- ・医療費の推移が一目で把握でき、自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
  - ・健康診査等、健康増進に役立つ情報のお知らせ。
- ※診療日などに間違いがないか確認しましょう。

### ●医療費控除の申告について

- ・この通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

### ●注意事項

- ・医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際に負担した金額が異なる場合があります。
- ・この通知は請求書ではありません。また、手続きは必要ありません。

対象診療月／①令和2年1月～9月

②令和2年10月～12月

発送月／①令和3年1月上旬

②令和3年2月下旬

問合せ先／北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

町民サービス課保険年金係 内線(523)

## 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険料は、納期から2年が経過すると納められなくなります。

2年以上滞納すると、介護保険サービスの自己負担割合が1割または2割の方は3割負担、3割の方は4割負担に引き上げられます。また、高額介護サービス費の払い戻しなども受けられません。

平成30年度の介護保険料は、令和3年3月31日以降は納めることができませんので、忘れずに納めましょう。

### ●介護保険料を納めずにいると

#### ①延滞金の加算

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、年14.6%の割合を乗じて計算した金額が徴収されます。

#### ②給付制限

##### ・1年間滞納した場合

介護サービスを利用するときに、一度費用の全額を自己負担します。

後日、申請により保険給付分の払い戻しを受けることとなります。

##### ・1年6カ月滞納した場合

保険給付分の払い戻しが差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納保険料額が控除されます。

##### ・2年以上滞納した場合

滞納額に応じて一定期間、利用者負担分が3割(3割の方は4割)に引き上げられます。

また、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

#### ③財産の差押等

財産の差押等の滞納処分を受けることとなります。

問合せ先／介護健康課介護保険係 内線(521)

## 歯周病検診を受けましょう

歯周病は、口の中の細菌によって感染します。歯周病を放っておくと虫歯や歯を失うだけではなく、糖尿病の悪化、肺炎、肥満、脳梗塞等を引き起こす原因になります。歯周病は予防、治療が可能です。定期的に歯科検診を受け、お口の健康を保ちましょう。

町では今年度中に、40歳、50歳、60歳、70歳になる町民を対象に、町内の歯科医院で歯周病の診察や保健指導を無料で1回受けられる「歯周病健診」を行っています。検診にかかる時間は概ね15分程度です。対象の方には、6月末に検診票をお送りしています。

検診を受けられる期限は、令和3年3月31日までとなっていますので、ぜひこの機会を利用し検診を受けましょう。

問合せ先／介護健康課健康管理係 内線(555)